

議 案 第 3 号

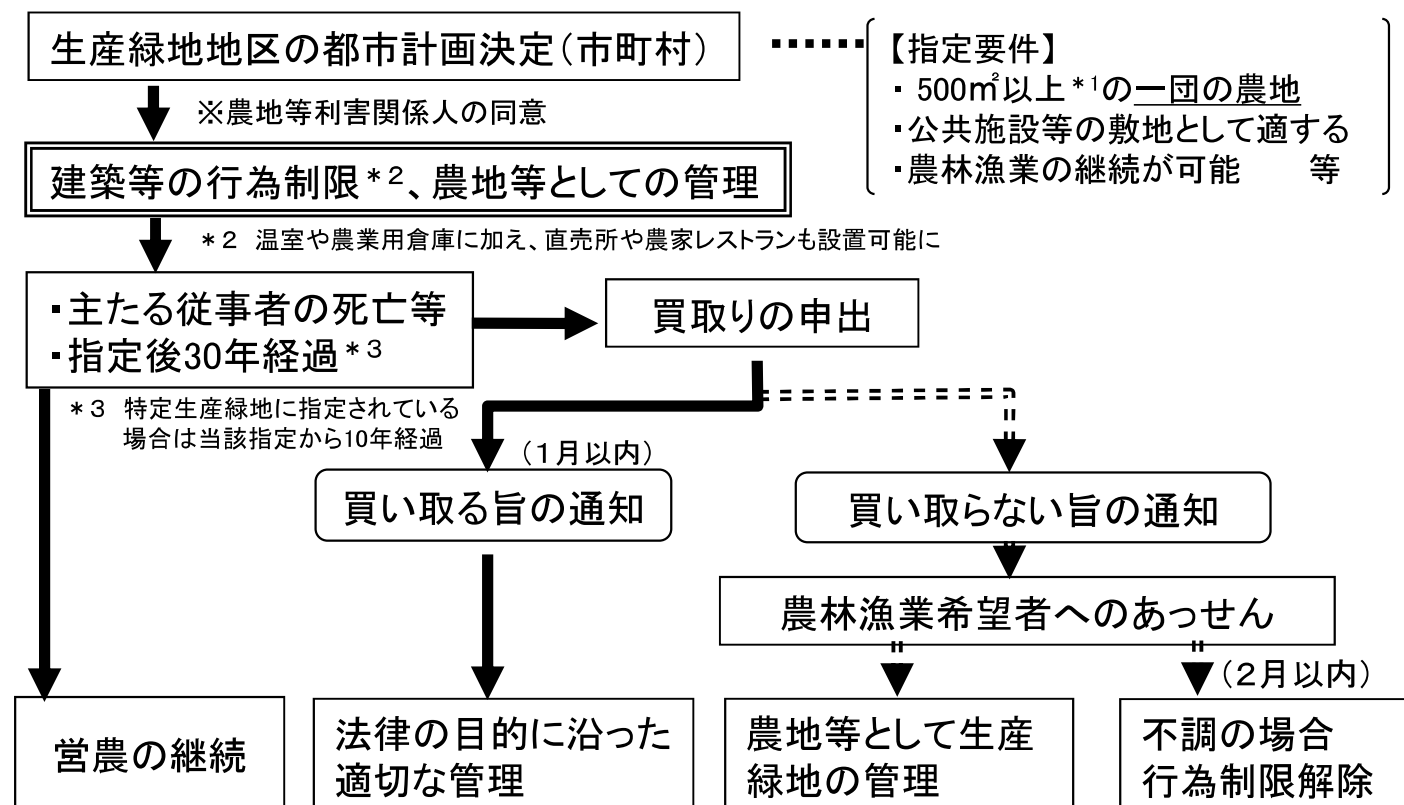
富津都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）

○市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上*1の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る。

○市街化区域農地は宅地並み課税がされるのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられている。

*1 市区町村が条例を定めれば、面積要件を300㎡まで引き下げることが可能。

< 手続の流れ >



< 実績 >

55,198地区、11,171ha
(R5.12.31現在)

< 生産緑地地区の例 >



< 税制措置 > 括弧書きは、三大都市圏特定市の市街化区域農地の税制

- ・ 固定資産税が**農地課税** (生産緑地以外は**宅地並み課税**)
- ・ 相続税の納税猶予制度が**適用** (生産緑地以外は**適用なし**)

※特定生産緑地として指定されなかった場合等は適用なし

富津市都市計画生産緑地地区の変更について①

1. 理由

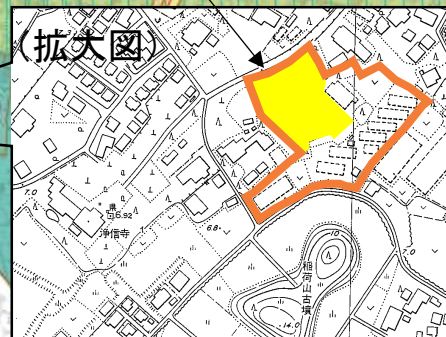
生産緑地地区の指定から30年が経過し、その後、買取申出がなされたが、買い取る者が無く、また、斡旋も不調となった。その結果、当該生産緑地地区の一部について、行為の制限が解除され、生産緑地としての機能が失われたことにより、都市計画の変更を行うものである。

2. 変更内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地の全体の内訳表			
地区数	追加	廃止	面積増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
1地区	-	△約0.38ha	△約0.38ha	52地区	約11.93ha	52地区	約12.31ha

3. 位置図及び都市計画決定

名称		面積	備考
番号	生産緑地名		
26	青木第23生産緑地	約0.55ha	一部廃止△約0.38ha
	合計	約0.55ha	一部廃止△約0.38ha

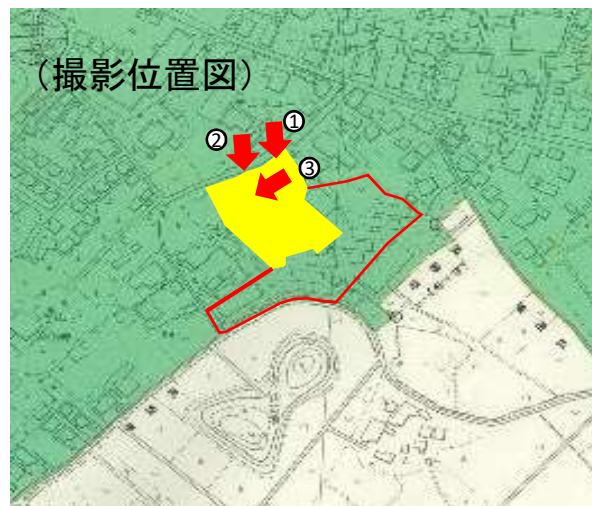


4. スケジュール

県事前協議（回答）	令和6年5月10日（令和6年6月7日）
都市計画案の縦覧	同年7月3日～7月18日
市都市計画審議会	同年8月7日
県法定協議（回答）	同年8月中旬（下旬）
決定告示（変更）	同年9月下旬

富津市都市計画生産緑地地区の変更について②

現況写真（参考）



①



②



③

